

### ● 市民救命士講習

#### 普通救命講習Ⅰ

内 AEDの取り扱いおよび成人へのAEDを用いた心肺蘇生法など

対 日常的に小児に接する頻度が高い人  
講習時間 3時間

対 初めて心肺蘇生を学ぶ人  
講習時間 3時間

#### 普通救命講習Ⅱ

内 普通救命講習Ⅰの内容に加え、実技・筆記試験を実施

対 救命に必要な応急手当の指導  
要領

対 救急インストラクター資格認定日、または再講習最終受講日から3年以内の人  
講習時間 3時間

対 大勢の人が出入りする場所などに勤務する人や、心肺停止者に遭遇する可能性が高い人  
講習時間 4時間

#### 普通救命講習Ⅲ

内 新生児、乳児、小児を対象とした心肺蘇生法など



### ● 住宅火災の予防

秋の行楽シーズンを迎え、外出する機会が多くなります。また、冬に近づくにつれて火を使用する機会も増えてきます。外出する前の火の用心には、十分注意してください。

平成26年度における火災原因の第1位は「放火(疑い含む)」です。家全体を見渡し、近所の人と声を掛け合って放火対策に努めましょう。

また、火災原因の第2位は「ごんごろ」、第3位は「たばこ」です。日ごろから火災を引き起こさないための確認が火災予防に繋がります。外出時には、以下のことを意識しましょう。

- ▽ ガスの元栓の確認
  - ▽ たばこの消し忘れの確認
  - ▽ 自宅の周囲に新聞や雑誌など燃えやすいものは置かない
- これらを確認し、いま一度住



宅火災の予防に努めましょう。  
問 守口消防署  
TEL 06・6993・0119

注 救急インストラクター再講習を申し込む際、資格の有効期限を確認してください。電話での申し込みはできません。また、駐車場はありません。

TEL 06・6993・0119	申・問 10月13日(火)～11月6日(金) 午前9時～午後9時 守口消防署
TEL 06・6993・0119	申・問 守口市門真市消防組合消防本部
TEL 06・6993・1305	注 救急インストラクター再講習を申し込む際、資格の有効期限を確認してください。電話での申し込みはできません。また、駐車場はありません。

## 子育てのお知らせ

### 「ひとり親家庭医療証」が変更

11月1日(日)から

市は、ひとり親家庭の人を対象に医療費の一部負担金(0歳から中学校卒業までの乳幼児・児童および生徒の、入院中の食事代も含む)を助成しています。

現在のひとり親家庭医療証(桃色)の有効期限は10月31日(土)です。引き続き、対象者には新医療証(水色)を有効期限までに郵送します。新医療証が届かない時や記載内容に誤りがある時は、連絡してください。

また、受給資格のある人で、医療証を持っていない人(未申請者)は、関係書類を添えて申請してください。

なお、11月1日(日)から医療証の様式が変更になります(下表)。11月1日(日)からは、必ず新医療証を医療機関の窓口に提示してください。

**受給資格**

国民健康保険または各種社会保険の加入者で、母子(父子)家庭、両親のない養育者の家庭

① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童

② ①の児童を養育している母、父、養育者

医療証様式

	旧(10月31日(土)まで)	新(11月1日(日)から)
有効期間	表面の左中央に記載	受給者ごとに記載
公費負担者番号	表面の右上部に記載	表面の左上部に記載
裏面	受給資格者と注意事項を記載	注意事項のみ記載



注 受給資格には所得制限があります  
問 子育て支援課  
TEL 06・6992・1647